

## 曹洞宗総合研究センター第13回学術大会特別部会

東日本大震災をうけて、いま私たちに何ができるのかを考えるシンポジウム

開催報告⑤

平成23年10月24日 午前10時～ 於 曹洞宗檀信徒会館3階 桜の間

### 第2部「葬送・供養の心」 葬祭問題研究プロジェクト

**司会** 平子 泰弘（センター専任研究員）

**基調講演** 「東日本大震災にみる弔いの諸相」 鈴木 岩弓（東北大学教授）

**報告** ①小野崎秀通（宮城県洞源院住職）

②熊谷 光洋（岩手県普門寺住職）

**コメント** ①粟谷 良道（センター主任研究員）

②鈴木 岩弓（東北大学教授）

#### 意見交換

#### 第1部・2部全体質疑応答

（敬称略）

**平子** それでは、第2部に移っていきたく存じます。「第2部 葬送・供養の心」と題しております。第1部では「被災者と共に歩む」と題しまして、宗教者が関わっていける支援活動を中心に、これまでの活動や今後の課題、可能性を論じていただきました。第2部では葬儀や供養に焦点を絞って話を進めてまいります。司会を務めさせていただきますセンター専任研究員平子と申します。よろしくお願いいたします。

今回の東日本大震災に関して、さまざまな報道がされていますが、犠牲になった方がたを弔うこと、そこを宗教者が主導していった様子が多く報道されています。その一方で、現代社会では「葬儀はいらない」、「戒名は自分でつける」といった葬儀不要論といえるものが注目されてもいます。当研究センターでは設立直後から現代の宗門が抱える問題の1つとして「葬送」を掲げ、共同研究を通して葬送の歴史やその意義を確認するとともに、今後さらに深めていくべき問題として研究を続けてきております。

今回の大震災による多くの犠牲者を悼み弔うことの重要さは、被災地の方のみならず、多くの方がたに考えていただく転機になっているのではないのでしょうか。また、私ども、葬儀を執行する僧侶の立場から、改めてその意義と、担っている役割の重要さを、再確認することが出来ると思います。宗教者としてなすべき務め、果たすべき役割の1つに葬送・供養があることを考えていきたく存じます。

本日は自ら被災しながらも、被災者と共に犠牲者の葬送供養を務めてこられたご老師方にお話をうかがうと共に、研究者の立場から葬送・供養の働き、そこに求められているこ

などを論じていただき、議論を深めていきたいと考えております。

まず初めに基調講演といたしまして、東北大学教授の鈴木岩弓先生から「東日本大震災に見る弔いの諸相」と題して講演をいただきます。先生のご紹介をいたします。1951年、東京に生まれ、東北大学卒業後、1982年島根大学に奉職され、1992年から東北大学文学部にお勤めでございます。研究分野は宗教学、宗教人類学、宗教民俗学と、宗教と民俗との関わりを実際に調査されておられます。その研究の課題は、現代社会の祖先祭祀のありかた、あるいは流行神現象のメカニズムの解明、あるいは民間信仰そのものの概念の再考などもその研究テーマとしてあげておられます。今回の震災に際しましては、震災の遺族に対する心のケアを支援する「心の相談室」の事務局もお務めでございます。それでは鈴木先生に講演を賜りたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 基調講演 鈴木岩弓

ただいまご紹介に預かりました東北大学の鈴木と申します。お話にありましたように、宗教学の中でも宗教民俗学、あるいは宗教人類学を、佐々木宏幹先生とも非常に近いところで研究しております。実は佐々木先生からこちらでお話しするようにとのチャンスをいただいて、非常にもったいないお話で、ぜひ引き受けさせていただきたいということがかがったわけです。予定では明日まで中国の大学で集中講義をしているはずでしたが、予定変更して帰って来ました。

さて「東日本大震災にみる弔いの諸相」という題で発表いたします。アウトラインは皆さんご存知だと思うのですが、3月11日14時46分に地震発生、死者は全部で15,828人、宮城県は9,494人、岩手4,662人、福島1,604人出ています（10月21日 警察庁調べ）。こうした状態ですので、弔いということがすごく大きな課題になっています。この東日本大震災の特徴を言うなら、想定外の3要素となります。まずは国内観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震だということです。2つ目の想定外は最大40メートルにも及ぶ大津波、3つ目が津波で制御不能となった想定外の原因事故。この3つのことが絡みあってさまざまな問題を生んでいるのだと思います。

この3つのことが重なった震災において、私が弔いを考えるときの問題関心は、今回の震災における弔いの実態にあり、それを概観することから始めたいと思います。そしてその背後の死者観・死生観はどうなっているのか。弔いの実践者である皆さま方からすると、学者はこんな抽象的なことを言って済ませられていいね、と言われてしまうかもしれませんが、こうした非常時に宗教に何が出来るのか、こういうことを見据えて触れてみたいと思っております。補足ですけど、これはあくまでも宮城県中心の話となります。これまで色々な方がお話になっているかと思っておりますけど、全部を見ている人はいないわけで、あくまで私の限られた経験がもとになっております。

宮城県の被災地の類型ですが、まず県北沿岸部でリアス式海岸が非常に多いところ。次に県央、県南海岸部はそのまま相馬に続きますけど、非常に奥深く津波が押し寄せた平野

部が第2の類型です。そしてマスコミが取り上げないで、何もなかったかのごとく思われていますが、県北内陸部は震度七で揺れが1番ひどかったところ、これが第3の類型です。ここはボディーブローをくらったように道路などもぐちゃぐちゃになっていますが、人的被害が少なかったものですから、マスコミもあまり取り上げませんでした。宮城県の被災に関しては、このような3類型が出来るのではないかと考えています。

まず最初に、従来、死者への対応が宮城県ではどういう風にされていたかということについてまとめます。ここに示したのは『宮城の冠婚葬祭Q&A』という一般書です。全国から来ていらっしゃる方の中には、驚かれる方もいらっしゃるかもしれません。その流れは「臨終、遺体搬送・安置の後、葬儀社との打合わせ、納棺、通夜、そのあと出棺・火葬が入って葬儀・告別式、繰上げ法要・会食」となります。この順番に違和感をもたれた方は、出棺・火葬が通夜と告別式の間にある点だと思います。これは宮城県では「骨葬」という1つの伝統文化になります。骨葬というのは遺体を茶毘に付した後に、葬儀・告別式を行う習俗です。つまり葬儀・告別式のときに祭壇には、遺体はないわけです。最後にお顔を拝見と思っても骨があったという、そういうことです。だから骨葬の習慣のない地方の人が来ますと「何で俺が来るまで待っていなかったんだ。何で燃やしてしまったんだ」ということでケンカが実際に起こるといいます。遺体ではなく焼骨を祭壇に飾るというわけです。骨葬は実は全国的に分布するのですが、東北地方にことさらよく見られて、東北地方では、これが葬儀の特徴だという風に言っている本もよくあります。

東日本大震災時の死というのは、災害によりもたらされた死ということになり、死の中でも特別なものと見なすことができます。もちろん死には特別なものではない場合もあります。病気で長く寝込んでというような例です。それに対して災害による死は、段階的に迎えるわけではない。だから死に対する準備が不足して亡くなっていくし、遺された者にとっても、死にゆく者にとってもゆっくりと死を見据える時間がないままに突然起こってしまった、そういう死だと思うのです。これは災害死全般に言えることだと思います。ですから遺された方には、心残りや後悔や悔いというものが、強く残されます。今回考えなくてはならない弔いというのは、多くの方が心残りを持っている、この感覚をどういう風に薄め、解消していくかという、これがすごく大きな問題になっていると思います。

そういう中で私が今回お話しさせていただく手掛かりとして注目したいのは土葬の採用ということです。午前中のご発表の中でも土葬のことに触れた方もいらしたようですが、「今回土葬をやむを得ずやらなくちゃいけなかった」と、そういう感じの言い方がされます。その「土葬をやらなくちゃいけなかった」という言い方自体、考えなくてはならないチェックポイントであったと思います。土葬を切り口に今回の弔いのことを見ていっただけに分かやすいかなと思っています。

今回は未曾有の死者数、先ほども申し上げたように、15,828人が10月21日現在亡くなられているわけで、さらに3,760人の行方不明者がいます。ものすごい数の遺体があつという間に出てきたということです。被災地にも火葬場はありますが、対応能

力に限界があった。人が亡くなり遺体があるのに処理出来ない、そういう問題がありました。そもそも、1日に数多くの遺体を焼くことは想定していなかった、それが通常の火葬場です。もともと小規模な火葬能力しかないものであったのです。さらに震災があったために機能停止・縮小ということもあったわけです。火葬場はいくつも壊れたところがあります。そして燃料となる灯油が不足していたということもあります。つまり施設はちゃんとしていてもエネルギーがない、そういう問題があって遺体を焼けない。通常、土葬でなく火葬をしてきた情勢とは違う中に社会全体が落とし込まれたわけです。

そうした中で遺体の傷みは進んでいきました。3月11日に亡くなったとしても、遺体が見つかるまでの時間はかなりありました。ですから必然的に遺体が傷んでいる状態で発見される例が非常に多かった。そして早めに遺体が見つかったとしても冷凍保存するとか、そういう施設自体がない。ドライアイスがない。そういう劣悪な遺体保存環境で腐敗が進んでくる。つまり肉親の遺体という面もあるのですが、生きている人間が生活しているその近くに腐敗していく遺体があるという、衛生問題が一方ではあったということになります。

国が埋火葬許可の特例措置を通知したのが3月14日です。でも裏話を聞いていると、3月11日の夜に南三陸町の町長が県庁にすぐ連絡して、ものすごい数の遺体が出ている。明らかに火葬は無理だ。だから土葬を認めることが出来ないか、と県に打診しているのです。おそらく宮城県が厚生労働省の方にその後おうかがいを立てる形で14日にこういう結論が出たのだと思います。とはいえ、現場においては地震が起こった当日に、これは通常の火葬は出来ないと分かっていた、そういう状態だと思います。そうした中で土葬選択の可能性が検討されてきたというわけです。

墓埋法は皆さんよくご存知かもしれませんが、「墓地埋葬等に関する法律」ですね。3月14日に出た骨子というのは埋火葬許可証なしの埋火葬を認めるという特例措置です。この他にも県とか警察とか厚生労働省などからも多くの文書が出ており、こうしたことを踏まえて、宮城県では土葬という選択を推進しようという話になってきたわけです。

その具体的な話をします。今回申し上げたように、東日本大震災が起こったときに南三陸町では土葬をやらなくては駄目だぞ、という話になったわけです。しかし、実際その準備に当たるには色々な問題があります。埋める場所を作らなくてはいけないとか、そのための書類をどう作るかなど、色々な問題があったことだと思います。とはいえ3月21日には9市町が土葬を容認しました。仙台市もやっております。その21日に最初の土葬が行われました。といっても地震発生の日10日後です。気仙沼湾に大島という島があります。そこには船がないと行き来出来ないという事情がありまして、最初に気仙沼で土葬が行われたのは3月21日になります。これがきっかけとなって、その後4月24日までに六市町で1,900体を土葬にしました。仙台市も葛岡墓苑という市営墓地の一面に穴を掘りましたが、仙台市は幸いなことに火葬場が稼働しました。それで土葬にせずに済みました。結果として、気仙沼という一番北の方から石巻、女川、仙台の南の方の相馬に近い

方の山元などで実施しました。最終的に土葬されたのは2, 108体でした。

具体的に東松島市で申し上げますと3月22日から、ここも地震があつてから時間が経っているわけですが、最終的に369体を土葬いたしました。どういうところにお墓を造るか、作る場所の問題がありました。東松島市は焼却処分場跡地に集団墓地を作り、石巻でもスポーツをするような場所を直したりしました。つまり公共の場でなくてはならないし、どこでも作れるわけではないので、各地とも頭を悩ませたようです。東松島市の場合は長さが100メートル、幅2.5メートルの穴を2列造ったといいます。穴を掘って、1メートルおきに金属の棒を立ててその間にベニヤ板を置いて、お棺とお棺の間に障壁を作る、という形にして、お墓を造りました。このときの約束として、埋葬は一時的で、2年以内に遺体を火葬にするということで実施しました。このように土葬を始めたのが3月22日だったということです。

私の研究テーマの1つは、死の問題です。死生観の問題に取り組んでおりますので、こうした動向に対し、「土葬をこんなにやったんだ」とぼんやりとながめておりました。そうした中で突然、改葬の動きが始まったということを目にしました。3月21日から土葬が始まったなかで、「それなのに、なぜ？」と驚いた次第です。4月16日には女川町で県内最初の改葬が行われました。女川町が土葬を開始したのは3月24日です。つまり土葬にした後3週間で取り出して、しかも火葬にしたという話です。それで驚いたわけです。それぞれの市町村で期限が2年ということでしたから、3回忌のときに掘り出して、そこで改めてお骨にしてということかなと思っていたら3週間です。見たわけではないのですが、遺体がどういう状態か想像がつくし、関わられた方の想像をはるかに超える状況であったようです。でも掘り出したいという人が多かったわけです。

亘理町では5月19日に改葬を開始しています。亘理の場合はお寺の敷地に土葬をいたしました。その時、少しでもたくさん入れようとして障壁を作らなかったそうです。お棺同士がくっつくような感じですべて並べたわけです。ですから掘り出すときも大変だったようです。2週間、3週間、あるいは1月、2月経ってきますと、お棺も相当壊れてしまい、改葬しようとして掘り出しても、そのときのお棺は当然使えなくなっていて、新しくお棺を作り、しかも中にビニールを敷いて汚れないようにしたそうです。遺族の方は掘り出すときにさすがに立ち会えなくて、火葬場で会うことが多かったようです。とにかく大変なようでした。亘理町では5月19日に改葬を開始して3体掘り出して火葬、5月23日に葬儀をしたそうです。6月1日には山元町でも改葬が開始されます。山元町はお寺の墓地に急造したところに土葬したのですが、「自分の家の墓地に入れたい。」というニーズが出てきて改葬に踏み切ったそうです。女川町では6月10日に241体の改葬をすべて完了しました。震災から3ヵ月後には、一旦土葬した241体、すべて掘り出して火葬にしたということです。

上記のような経過で、かなり早いペースで改葬が行われたということです。写真で見ると、お棺がだいぶ傷んでいるのではないかと思います。改葬が可能となった理由は、改葬と

というのは土葬の遺体の掘り出しと火葬であると考え、火葬待ちの遺体数が減少したということです。そもそも新規発見の遺体が減ってきましたし、4月初めから東京都、秋田県、山形県など各地で火葬の受け入れをしてくださったのです。受け入れられた遺体は、トータルで2, 132体です。宮城県外の火葬場で火葬することが出来たわけです。そのような経過をふまえて、結果として県内火葬場の処理能力が復旧しました。

その頃の新聞や人の話などを聞いていると、土葬を忌避し火葬を希望している雰囲気を感じられます。これは改葬の前と後の新聞の記事です。『河北新報』の記事ですが、土葬直後では遺族からは「何とか火葬してあげたい」と悲痛な声が上がります。3月23日の記事です。「でもしょうがない、いつかきちんと火葬して納骨したい」との記事は3月26日の同じく『河北新報』です。ところが改葬した後の発言をみますと、『朝日新聞』には、「やっとお骨に出来る」とほっとした表情で話したとあります。あるいは「お盆前にお骨にしてあげられてよかった」と、ちょっとこのあたりの感覚が分かりやすいかと思いますが、土葬にしている間はちょっと悔いが残るということだと思います。行政はどう思っていたかという、亶理町は土葬をする際、「遺族の生活が落ち着くまで2年間は改葬しない」と言っていました。気仙沼市では「土葬は正式な埋葬」と決め、市のグラウンドにある土葬墓地を市営墓地に認定した、と言っていたわけです。つまり行政の側はすぐに掘り出すと思っていなかったわけです。2年後、つまり遺体もそれなりに安定した状態になった3回忌のときに皆さん取り出してくださると思っていれば、行政の思惑と住民の方の思いがずれていたということだと思います。結局そこで土葬にする人というのは、「土葬をするのは忍びない」という気持ちで発言する人が多いのです。「土葬は普通やらないもの」、「遺体は焼くもので、焼かれない遺体は不憫」であり、「忌避しなくてはならない」、そしてこれは間違いですけど、「土葬は法律で禁止されている」と思っている方がいました。これは禁止されてはいないです。しかし、一般の方は「土葬は一時的なもので正式な埋葬ではない」と思っています。行政の方でも書類の中で「仮埋葬（土葬）」と書いているほどです。そもそも行政が「仮」と言ってしまうという誤りであり、行政ですら「仮でしかない」という認識なわけです。日本社会で土葬は正式ではないということを示しているわけです。とすると今回の土葬は遺族の苦渋の決断であるというわけです。

私が大学院生だった70年代には、土葬は当たり前に見られたものです。調査に行くとおばあさんたちは「私は火葬は嫌だね、死んでまで熱いところに入りたくないよ」と言う。そういう人に何人も会っているわけです。70年代では土葬でも何の違和感もなく、なぜ土葬が悪いのと考えていたかと思うのです。私がそんな感覚があったことから、なぜ今回、土葬がそんなに嫌がられているのだろうと考えだしたわけです。

宮城県では骨葬があります。骨葬というのは東北地方でことさら見られますが、私は東北地方の葬儀屋さんに郵送調査したことがあります。「お宅の会社では骨葬はどの程度やっていますか？」と訊いたところ、90%が骨葬ということです。気仙沼とか石巻、山元町、亶理町、こういうところは90%が骨葬をやっています。つまり骨葬が当たり前どころ

で、今回土葬を仮埋葬として考えている。そして、早急に改葬したということが言えるのかなと思います。そもそも土葬の時代に骨葬というのはないわけです。ということは骨葬は火葬が普及してからの習俗です。そう考え、火葬は宮城県ではいつごろ出てきたのかを調べますと、こんな結果になりました。これは厚生労働省の資料から見つけて調べた火葬率の変化ですが、全国で80%を越えたのが1971年くらいで、ここから火葬率100%に向かっていっているわけです。ところが宮城県内は1970年代はまだ70%、1967年は50%台です。つまり全国に比べて、宮城県は急速に100%に向かって増加しています。宮城県はかなり早い速度で火葬が進んでいったということで、56.7%だったのが、1980年半ば以後100%になったのです。骨葬はおそらく火葬率の上昇に伴い普及したということが出来ると思われま

す。それで火葬が普及してきた結果、さまざまな変化が出てきました。1つは契約講の衰退です。土葬の墓穴掘りは契約講という組織がやってきたものであり、これは相互扶助組織であります。火葬が普及してからは、これだけが原因ではなく、社会変化ということがあ

るわけですが、契約講の役割が縮小して専門施設で行うことが増えてきました。そして、地域社会の紐帯が緩んできたということで、葬儀の担い手が契約講から葬儀社へ移ってきた、そうした変化が出てきたわけです。葬儀社が宮城県でいつごろから流行してきたかを調べてみると、年代的には60年代終わりから70年代に急激に増えています。葬祭産業が商売として成立するということでもあったかと思

います。そうした結果、葬儀に対する専門業者の関与が起こり、火葬が60年代から起こって、80年代から急増した。それは契約講の衰退と反比例する形で、1990年代以降、自宅葬から会館葬が急激に多くなってきたわけ

です。つまり1980年代後半の宮城県は土葬から火葬へ、契約講から葬儀社へと変わっていき、これに合わせて骨葬が展開してきたと言え

ると思います。それで骨葬地域は遺体に対する死穢観念が強いと思われま

す。自宅葬から会館葬へ移ってきた時代に、葬儀社が葬祭会館を作ることが多くなってきたのですが、会館葬や寺院葬をするときに「会場へナマボトケを搬入するのはやめてください」という言い方を聞いたことがありますでしょうか。遺体のことなのです。ナマボトケは不浄なので、寺院葬では断る寺院もご

ざいますけれども、骨葬でないと拒否するという言い方です。これが結構増えてきています。ですから焼骨を持ち込むのはいいのですが、遺体をそのままお寺とか会館に持ち込むのはやめてください、というような死穢観念が非常に強くなってきた感じがしま

す。つまり骨には清浄性があるという

とらえ方です。では骨葬地域がどういう納骨をしているかということですが、これは歴史民俗博物館の資料によりますと、骨葬地域の多くは葬儀当日に納骨しています。葬儀の後に火葬をするところは、当日に納骨をするところもありますが、四十九日忌に納骨するところが多いです。骨葬するところは納骨する日が同じだということ

です。九州でもあります。実は先ほど東北地方だけではないですよと言ったのは九州です。沖縄でもあります。このあたり骨

に対する感覚が重要なのですけれども、骨葬地域の多くは葬儀の日に納骨するというわけ  
です。

土葬時代の葬送儀礼は遺体の埋葬で終わったわけです。葬送行列をしてみんなでお墓に  
行って埋めたその日に全部終わった、そういう感覚だったわけです。骨葬地域では火葬に  
なってから焼骨をお墓に埋葬することで終わった認識が強かった。つまり焼骨の埋葬で死  
者として完成されるという考え方が強いのではないかと思います。そういうことで考える  
と、死者に対する認識は、土葬では遺体、火葬では死者は焼骨、これは当たり前ですけど  
そうなります。では遺体と焼骨というのはどんな風な認識をもたれているかと申しますと、  
遺体は不浄、焼骨は清浄、遺体は経過点であり焼骨は終着点、遺体は不安定であり焼骨は  
安定、つまり嫌悪感があるけどこちらは親近感がある。

ならば死者はどの段階で死者となるのでしょうか。そういうことを考えると、弔いの場  
はいろんな層があるということです。今回の土葬に関して申しますと、納骨した焼骨が一  
番安定した死者であると考えられる。葬儀をした後、納骨せずにお寺に置いてある、お墓  
に入っていない焼骨はもう一段階上に上げたいなということです。例えば亡くなったと思  
しき未発見の遺体があったとすると、まずは見つかったけど土葬された遺体、次が葬儀は  
まだだけ火葬された焼骨があるという段階、そして焼骨でもって葬儀を終えてそれでも  
納骨されていない段階、それで一番が納骨された焼骨となるわけです。そうすると死者と  
しての完成度が一方は高く、もう一方は低いということになります。この震災において  
色々なレベルの死者が出ているということです。ですからこの中のどのレベルの死者をど  
う扱うかということについて、それぞれ色々あったと思います。

さらにそれだけではなくて、すでに納骨された遺体にも被害があるのです。これは岩沼  
にある浄土宗のお寺の事例ですが、先ほどの第2番目のタイプの地区です。お寺の伽藍が  
全部被害を受けているということは、位牌堂も流されて、位牌も過去帳も全部流されてし  
まっているのです。個人の家も普通1階に仏壇がありますから、そこにある位牌、遺影、  
過去帳がすべて流されている可能性があります。さらにお寺の墓では、墓地が流されて、  
誰の骨なのかが分からない、墓石も全部流されていますので先祖の戒名も分からなくなっ  
ています。お墓のカロートが開いてしまい、骨なども洗い流されて何も入っていないので  
す。これは祖先崇拜の危機です。詳細に言うと、祖先の戒名なども分からなくなってしま  
うわけです。例えば3代前の祖先の戒名なんてみんな記憶してないわけです。普通は位牌  
があるからメモしない、過去帳があるからメモしないわけです。お寺の本堂が浸水して、  
位牌・過去帳が流失する。焼骨も流失する。被災者宅も自宅が流され浸水し、仏壇・位牌・  
過去帳が流失する。ですから、祖先のシンボルが消滅し、個々の死者の記憶が震災を契機  
に喪失してしまうわけです。こうなると祖先の依り代がまったくなくなってしまうのです。

最後に東日本大震災と宗教との関わりについて考えてみたいと思います。阪神大震災の  
起こった1995年がボランティア元年と言われています。このとき各宗教団体や宗教者  
がボランティアをしました。ところが「宗教と社会」学会という学会のシンポジウムで山



折哲雄先生が「他のボランティア団体と違う宗教者として何をやったんだ。」という質問をされて、誰も答えられなかったということがありました。つまりこの年はオウムの事件があった年ですけど、宗教者であることを隠す、というか表に出さないボランティアがすごく多かったのです。

今回、東日本大震災では各宗教団体の活動が活発に行われているのですが、宗教者であるということを通じたボランティアがかなり強く見られるのが、以前とは違う特徴ではないかと思います。先ほど言われていた「心の相談室」というのがあるのですが、私のところで事務局をやっているのです。多少ご紹介いたします。

「心の相談室」というのは、4月に宮城県宗教法人連絡協議会の事業として、身元不明者をも含めた震災の犠牲者の弔いを超宗派的・超教派的活動として仙台の斎場でやりました。『河北新報』の記事にも、「遺族の悲しみに寄り添おうと待機する宮城県宗教法人連絡協議会の僧侶と牧師」と紹介していただきました。牧師さんと僧侶が超宗派的にやっていたのですが、予定では3月いっぱいでした。そこで何とかこの活動を継続させるためにはということで出来た組織です。そして四十九日忌には、曹洞宗の僧侶や牧師さんらと慰霊のために南三陸町を歩きました。相談室は5月初めに出来、岡部健さんという医師の方が室長をやっています。彼は在宅ホスピスを行っています。私が事務局長で、東北大学の宗教学研究室が事務をやっています。私の東北大学の研究室は、国立大学の宗教学ですから色が無いわけで、その会議室を借りて、だいたい月曜日に会議をやります。いろんな教団から来られています。この目的が弔いからグリーフケアまで、一貫した切れ目の無いご遺族に対する支援を行うということです。WHOの理事会でも健康の定義として、宗教の問題が大事であるという話が出てきてまして、これが先ほど大菅さんの話（宗報6月号）でもあったように、医師である岡部さんは宗教的な救いがないとまずいということをおっしゃっています。やはり宗教者をどのように関わらせるかということ、そして、スピリチュアルな問題にどう対応するかということ課題に活動を開始いたしました。「心の相談室」は最初に、聴聞や合同慰霊をしたり講演などをしました。5月7日には東北大学のさくらホールで龍谷大学の鍋島先生や今日お越しの小野崎老師、東大の島菌先生などに来ていただいて、東日本大震災に宗教がどう向き合うかというテーマでシンポジウムを開きました。ブログも開設しておりますので、もしご関心があったらご覧いただきたいと思います。  
(<http://www.sal.tohoku.ac.jp/kokoro/diary.cgi> 「心の相談室」のブログ)

ここでやっている活動の1つに「Café de Monk」というものがあります。相談室では電話相談をやっているのですけれども、あまり相談が多くなかったのです。少しでも対面的な場を作ろうということで始めました。各宗派でやられているものと同じですけれども、「Café de Monk」は金田諦應師（通大寺住職）の考案でありまして、我われの社会文化に「お茶っ飲み」というものがあります。他人のうちでお茶を飲み漬物などを食べながらお話しする。こういう文化を基盤にコーヒーやケーキを出したりして、移動喫茶というものをやりました。今は「カフェ・デ・モンク」と表記しています。「カフェで文句を言おう」

ということです。金田さんは面白いものが好きですから、「カフェ・デ・モンク」でかかるBGMはセロニアス・モンクというジャズピアニストの音楽がかかるわけです。スピーカーのメーカーは Bose というわけで、遊び心満点でこういうことをやっていますから、非常に肩肘張らずに皆さんやっています。ここでは浄土真宗の方も入っています。この看板は看板分けして浄土真宗の方でも開設しているのですが、こういう「カフェ・デ・モンク」の移動喫茶はいくつか活動しています。そして色々話をする機会を作っています。

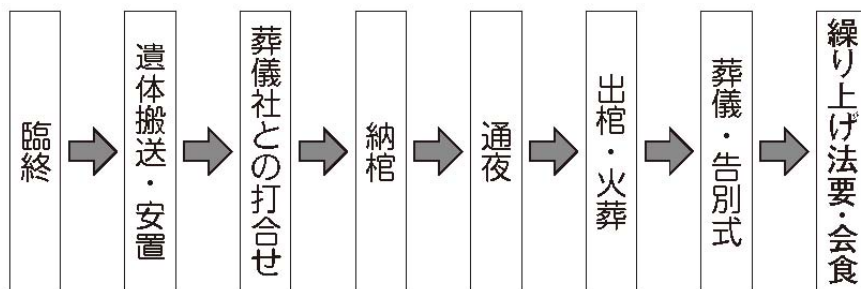
現在はさらに聴聞の機会とか、講演などの啓蒙活動をやっているのですが、実は10月1日からラジオFMで放送が開始されています。それから電話相談と移動喫茶をやっていますが、「カフェ・デ・モンク」の出演者として10月8日に小野崎さんがすでに出ています。玄侑宗久さんや日野原重明さん、篠原鋭一さんなど有名な方が出ている。こうして地元の方たちをどう元気付けるかを考えております。そしてこれは YouTube でも流せるようにしています。また、心の相談室の今後ですけど、チャプレン（施設や病院で働き、利用者のケアをする宗教者）を養成することを考えています。傾聴するにはそれなりの技術がいるわけです。その技術を養成する機関を作らなくてはいけないのではないかと、そしてこういう機会にこそ東北地方に拠点を作れないかという話になっています。

大急ぎで話を進めて来ましたが、1つ重要なことは、地域の文化に根ざしたことをやらなくてはならないということです。阪神のことで成功したからといってすべてこちらに当てはまるものでもないし、関西から来られた方で、東北地方の葬儀のあり方が全然分からない方がいらっちゃって、契約講といっても何のことか全然分かっていらっやらない。そういう基礎的なことが分からないと話にならないというところがあるので、価値観を同じにするということが大事かと思えます。そして吊いの場というのは超宗派的なスピリチュアルケアが必要なんじゃないかということです。つまり、個別宗教というよりは地域の宗教性に根付いた、現実に長年にわたり培われてきたもの、震災以前の伝統文化を踏まえてそれをどう生かすかということを考えていかなければいけないと思えます。それが出来るのは地元にいる宗教者を中心にしたところなんだと思えますし、もつという、臨床心理士でなくてなぜ宗教者なのかというと、不可視な世界のメッセンジャーとなるのは宗教者しかいないからなのです。臨床心理士は不可視な世界と関っていないわけです。宗教者が出来るのはこの不可視の死後世界とつながりをもって現実を考えられる。なぜ自分はこんな不幸な目に会うのかということ、不可視の世界とつなげて語れるのも宗教者だと思います。ここを生かすことこそが、スピリチュアルケアにつながるんじゃないかと思えます。わたしの発表は以上です。ありがとうございました。

**平子** ありがとうございました。現地の埋葬がどのようになされているかというところを調査いただき、そこに見られる特徴や現代的な変化というもの、そしてそこで宗教者が何を必要とされているかという観点から、お話をいただきました。また、心の相談室が今後どのような活動をしていくかということにも触れていただきました。中でも紹介していた

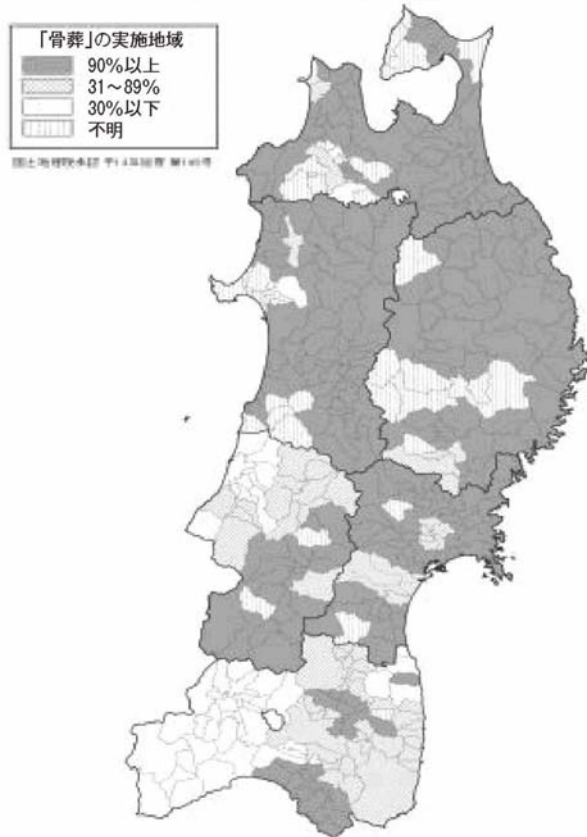
だきましたが、心の相談室、電話相談、ラジオ番組についてのチラシを会場の外においてありますので、興味のある方はお手に取っていただきたいと思います。ここで一旦休憩いたしまして、次の発表を始めさせていただきたいと思います。それまでご休憩をお願いいたします。(次号に続く)

<図1>宮城県における葬儀の過程



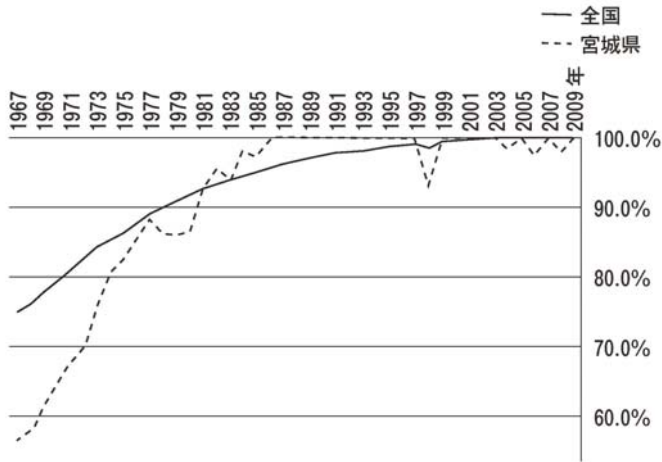
『宮城の冠婚葬祭 Q&A』プレスアート、2007年

<図2>骨葬の実施状況

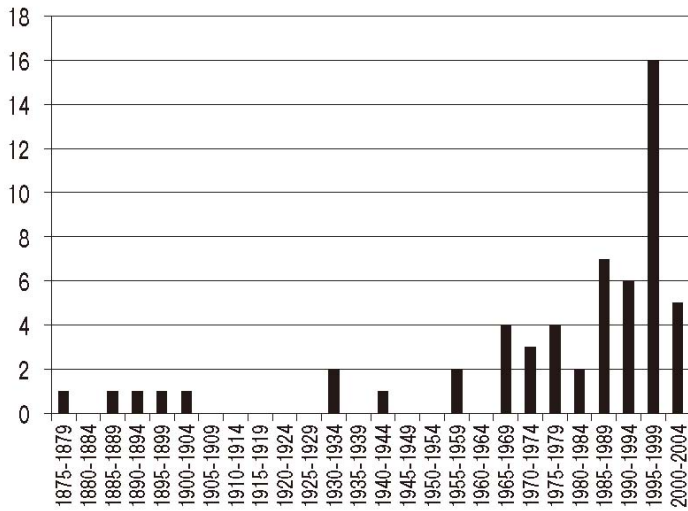


<図3>火葬率の変化

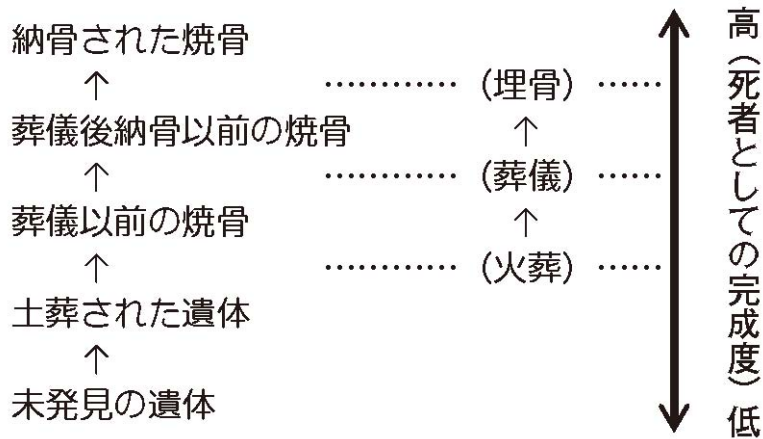
(厚生労働省大臣官房統計情報部『衛生行政業務報告』より鈴木岩弓作成)



<図4>宮城県内葬儀社の創業年



<図5>土葬採用にみる死者観



<表1> 東日本の葬送習俗次第にみる火葬の位置

地域	次第						時期
北海道常呂郡訓子府町	入棺 (2)	通夜 (2)	葬式 (3)	出棺・葬列 (3)	火葬 (3)	納骨 (3)	S39
北海道常呂郡訓子府町	入棺 (2)	通夜 (2)	葬式 (3)	出棺・葬列 (3)	火葬 (3)	納骨 (49)	H5
北海道苫前郡羽幌町	入棺 (2)	通夜 (2)	葬式 (3)	出棺・葬列 (3)	火葬 (3)	納骨 (49)	S37
北海道苫前郡羽幌町	入棺 (2)	通夜 (2)	葬式 (3)	出棺・葬列 (3)	火葬 (3)	納骨 (3)	H7
青森県下北郡東通村	入棺 (3)	通夜 (3)	葬儀 (4)	出棺・葬列 (4)	火葬 (4)	納骨 (4)	S40
青森県下北郡東通村	入棺 (2)	火葬 (3)	通夜 (3)	葬式 (4)	葬列 (4)	納骨 (4)	H8
青森県八戸市	入棺 (2)	火葬 (3)	通夜 (3)	葬式 (5)	葬列 (5)	納骨 (5)	H1
岩手県宮古市	入棺 (1)	火葬 (3)	通夜 (4)	葬式 (5)	葬列 (5)	納骨 (5)	S40
岩手県宮古市	入棺 (2)	火葬 (2)	通夜 (4)	葬儀 (4)	葬列 (4)	納骨 (4)	H4
岩手県宮古市	入棺 (2)	火葬 (2)	通夜 (4)	葬儀 (5)	葬列 (5)	納骨 (5)	S40
宮城県牡鹿郡女川町出	入棺	火葬 (2)	通夜 (4)	葬儀 (5)	葬列	納骨 (5)	H8
山形県東置賜郡高畠町	通夜 (2)	入棺 (2)	火葬 (2)	葬儀 (3)		納骨 (3)	S46
山形県東置賜郡高畠町	通夜 (1)	入棺 (1)	火葬 (2)	葬儀 (5)			H9
福島県相馬市大坪	入棺 (3)	通夜 (3)	火葬 (4)	葬儀 (4)	葬列 (4)	納骨 (4)	H10
栃木県大田原市若草町	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (3)	火葬 (3)		納骨 (35)	S9
埼玉県所沢市北野	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (3)	火葬 (3)		納骨 (49)	S28
千葉県松戸市	入棺 (2)	通夜 (2)	火葬 (3)	葬儀 (3)	野辺送り (3)	納骨 (3)	H6
東京日野市宮	入棺 (2)	通夜 (2)	葬式 (3)	火葬 (3)		納骨 (3)	H6
神奈川県大和市深見	通夜 (2)	入棺 (3)	葬儀 (3)	火葬 (3)		納骨 (7)	H2

地域	次第						時期
長野県長野市安茂里	通夜	入棺 (2)	葬儀or火葬 (3)			納骨 (3)	S35
長野県長野市安茂里	入棺 (2)	通夜 (2)	火葬 (3)	葬儀 (3)		納骨 (49)	S28
新潟県佐渡郡相川町関	念仏 (1)	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (3)	火葬 (3)	納骨 (7)	S36
新潟県佐渡郡相川町関	念仏 (1)	入棺 (2)	通夜 (3)	葬儀 (4)	火葬 (4)	納骨 (7)	H7
新潟県上越市	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (3)	火葬 (3)		納骨	S36
新潟県上越市	入棺 (2)	通夜 (2)	葬式 (3)	火葬 (3)		納骨	H5
静岡県裾野市富沢	入棺 (3)	通夜 (3)	火葬 (4)	葬儀 (4)	野辺送り (4)	納骨 (4)	S40
静岡県裾野市富沢	入棺 (1)	通夜 (2)	火葬 (3)	葬儀 (3)	野辺送り (3)	納骨 (3)	H5
静岡県磐田郡佐久間町	通夜 (1)	入棺 (2)	葬儀 (2)	火葬 (3)		納骨	S61
愛知県春日井市宗法町	入棺 (1)	通夜 (1)	葬儀 (2)	火葬 (2)		納骨	S59
愛知県海部郡八開村	入棺 (1)	通夜 (1)	葬儀 (3)	火葬 (3)		納骨	S41
愛知県海部郡八開村	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (3)	火葬 (3)		納骨	H9
岐阜県揖斐郡坂内村	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (3)	火葬 (3)		納骨	S37
岐阜県揖斐郡坂内村	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (4)	火葬 (4)		納骨	H3
富山県砺波市	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (3)	火葬 (3)			S36
富山県砺波市	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (3)	火葬 (3)		納骨	H1
石川県七尾市	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (3)	火葬 (3)		納骨 (一周忌 or 三周忌)	S33
石川県七尾市	入棺 (2)	通夜 (2)	葬儀 (3)	火葬 (3)			H9

国立歴史民俗博物館『死・葬送・墓制資料集成』東日本編1・2より鈴木作成